

令和5年 会津若松市農作業労働賃金標準額

この料金表は、農作業受委託の金額を決める目安となるよう、農業委員会で検討した案を基に「会津若松市農作業労働賃金検討会議」において検討、決定したものです。

なお、作業料金は、区画面積が主に30a以上の整理地を基準とした標準的な作業内容で積算しておりますので、下記の事項については、当事者間で協議の上、農作業労働賃金を決定して下さい。

- ・ほ場条件等で特に勘案する必要がある（倒伏・軟弱田・休耕田・遊休農地等）
- ・稲刈における、ほ場条件（良好、湿田等）
- ・倒伏程度による倒伏田刈取の割増※

例：倒伏率100%・・・100%割増

倒伏率 50%・・・ 50%割増

倒伏率 30%・・・ 30%割増

※倒伏程度・ほ場条件ごとに作業時間の調査を行い、割増率を設定していますが、条件により作業時間も違いますので、刈り取り前に当事者同士で現地を確認の上、割増率を決定するようにして下さい。

- ・水分含量の多少により、籾乾燥時間に差が出る
- ・畑耕起における浅深耕、低速耕、複数耕などの作業
- ・燃料費等の経費において、著しい価格の変動がある
- ・料金表に記載のない作業を行うときなど

会津若松市農作業労働賃金検討会議構成員

会津若松市農業委員会・会津若松市・会津よつば農業協同組合・会津農林事務所
農作業受託者・農作業委託者

【問い合わせ先】 会津若松市農業委員会

TEL: 0242-23-9371 FAX: 0242-23-9374

令和5年 会津若松市農作業労働賃金標準額

〔人力による作業〕

(単位:円)

| 作業名 | 単位 | 賃金 | 備考 |
|-------|-------|-------|--|
| 通常作業 | 1日あたり | 7,200 | 作業内容により別途協議 1日の作業時間は8時間を基準 昼食は含まれていません |
| 果樹せん定 | 1日あたり | 9,200 | |

〔動力による作業〕

(単位:円)

| 主要農作業料金 | 作業名 | 単位 | 料金 (消費税10%込) | 備考 |
|------------|---------------------------------|-------|--------------------|---|
| | 主 要 農 作 業 料 金 | 育苗 | 1箱 | 760 |
| 肥料散布 | | 10a | 1,380 | ・1品目あたり |
| 肥料散布(多量) | | 10a | 1,630 | ・1品目あたり4袋以上 |
| 田耕起 | | 10a | 5,630 | ・1回あたり ・耕起の際、委託者の希望がある場合は、当事者間で協議して下さい |
| 畑耕起 | | 10a | 6,660 | |
| プラウ耕起(田畑) | | 10a | 8,330 | |
| 代掻 | | 10a | 6,480 | ・植代まで |
| 田植 | | 10a | 6,540 | |
| 側条施肥田植 | | 10a | 7,350 | |
| 防除 | | 10a | 760 | ・1回あたり |
| 防除(液剤散布) | | 10a | 1,180 | |
| 稲刈 | | 10a | 18,410 | ・「稲ワラ結束」は2,420円加算(ひも代含む) ・倒伏率100%…100%割増 50%…50%割増 30%…30%割増 |
| 乾燥 | | 10a | 9,690 | ・水分含量過多の場合は当事者間で協議して下さい |
| 調製(色彩選別有り) | | 30kg | 500 | ・小米含む |
| 調製(色彩選別無し) | | 30kg | 285 | ・小米含む |
| 堆肥散布 | 10a | 5,370 | ・積込あり ・10aあたり1t | |

| その他の作業料金 | 苗運搬 | 1箱 | 57 | |
|----------|------|----------|-------|--------------|
| | 粃運搬 | 10a | 2,280 | |
| | 畦畔塗り | 1m | 57 | |
| | 畦畔草刈 | 1時間 | 1,710 | |
| | 精米 | 30kg(玄米) | 460 | |
| | 粃殻処理 | 30kg | 57 | |
| | 荷造り | 30kg | 57 | |
| | わら梱包 | 1梱包 | 280 | ・ひも代含む |
| | 色彩選別 | 30kg | 500 | ・作業全てを委託する場合 |

- ・区画面積が主に30a以上の整理地を基準としています。
- ・主要農作業について未整理地の場合は、15%割増の料金とします。(育苗、乾燥、調製を除く)
- ・種子・農薬・肥料等の資材代については、作業料金に含まれておりません。
- ・ほ場条件等で特に勘案する必要があるとき(倒伏・軟弱田・休耕田・遊休農地等)や、燃料費等の著しい変動などがあったとき、上記に記載のない農作業を行うときなど、通常と異なる場合においては、当事者間で協議して下さい。